



2025年7月14日

各位

会社名 ヤマシシフィルタ株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 山崎 敦彦
(コード番号：6240 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 専務執行役員 井岡 周久
(TEL. 045-680-1671)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月14日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 769,389株
(3) 処分価額	1株につき631円
(4) 処分総額	485,484,459円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）4名 426,306株 従業員のうち一定の地位にあるもの 51名 343,083株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2020年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動をより明確にし、対象取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、対象取締役の報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2025年6月25日開催の第70回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額5億円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、株主様からのご承認をいただいております。

また、当社は2021年6月24日開催の取締役会において、対象取締役に加え、役職員として有能な人材の登用による経営基盤の強化、及び当社の一定以上の役割等級の地位にある従業員（以下「対象従業員」といい、「対象取締役」と「対象従業員」を「対象取締役等」と総称します。）のモチベーション向上を図ることを目的とし、対象従業員にも本制度を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年1,000,000株以内とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計485,484,459円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式769,389株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等55名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について交付を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

①対象取締役

2025年8月8日から2055年8月7日まで

②対象従業員

2025年8月8日から、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも退任又は退職（払込期日において満60歳未満である者については定年退職を含む。）する日（当該日より、本割当株式の交付日の属する事業年度に係る半期報告書（以下「本件半期報告書」といいます。）が提出される日が遅い場合には、本件半期報告書が提出される日）まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合には、上記(1)及び(2)にかかわらず、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

(4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務

しない執行役員、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位から退任又は退職した場合には、任期満了又は定年その他の正当な事由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当社は当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

ただし、上記の記載にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日が2026年7月1日以前であるときは、本譲渡制限は解除されず、本割当株式の全部を、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第71期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である631円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上